国民健康保険に加入の方へ

# 国民健康保険税の税率・軽減措置等を変更

７月中旬に国民健康保険税（国保税）納税通知書を送付します。国民健康保険（国保）は今年度から、兵庫県と県内市町が共同で運営しています（国保の県単位化）。国保の制度改正に伴い、保険税率や軽減措置等を変更します。ご不明な点は下記へお問い合わせください。

■問合せ　保険医療課（市役所内線 253・254）

## 国保税率の変更

国保の県単位化によって、下表のとおり今年度の国保税率を変更します。国保加入者（被保険者）の皆さんが安心して医療を受けていただく大切な財源となります。ご理解とご協力をお願いします。

| | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 |
|---|---|---|---|
| 所得割額 | 6.93% | 2.33% | 2.3% |
| （変更前） | （7.9%） | （2.1%） | （1.7%） |
| 資産割額 | 廃止 | 廃止 | 廃止 |
| （変更前） | （10.0%） | （1.0%） | （1.0%） |
| 均等割額 | 28,000円 | 9,500円 | 12,000円 |
| （変更前） | （26,000円） | （7,700円） | （8,700円） |
| 平等割額 | 19,700円 | 6,700円 | 5,600円 |
| （変更前） | （25,000円） | （6,000円） | （5,000円） |

※所得割額＝世帯の総所得額に応じて算定
　資産割額＝世帯の固定資産税額に応じて算定
　均等割額＝加入者１人あたりの税額
　平等割額＝１世帯あたりの税額

## 国保税課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充

### ■国保税課税限度額の引き上げ

国保税の負担は、所得の高い世帯でも課税限度額までです。今年度は国の基準に準じて下表のとおり課税限度額を引き上げます。

| | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 |
|---|---|---|---|
| 変更後 | 58万円 | 19万円 | 16万円 |
| （変更前） | 54万円 | 19万円 | 16万円 |

### ■国保税軽減措置の拡充

世帯の前年中の所得が一定の所得基準以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が所得に応じて７割・５割・２割軽減されます。そのうち５割・２割軽減の基準となる所得額を引き上げ、軽減対象世帯を拡充します。基準額は世帯の被保険者数によって異なります。

**（例）５割・２割軽減対象世帯の基準所得額**

５割軽減＝33 万円 +27.5 万円 × 被保険者数
２割軽減＝33 万円 +50 万円 × 被保険者数

## その他の軽減・減免措置

制度改正による軽減措置の拡充のほか、下記のようなこれまでどおりの軽減・減免措置も実施しています。

①国保から後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が世帯内に１人となる場合、一定期間平等割額を軽減します。
②社会保険等の本人が後期高齢者医療制度に移行することで国保に加入する 65 歳以上の被扶養者の方は一定期間、国保税が減免となる場合があります（要申請）。
③65 歳未満の方で倒産・解雇等の理由で離職し、雇用保険の受給資格がある場合は、国保税算定において２ヵ年度の間、前年の給与所得を 30/100 とみなし算定する軽減措置が受けられます（要申請）。
④災害、失業、その他の事情で国保税の納付が困難な場合は、減免が受けられることがあります。

8月から使える！

国民健康保険にご加入の 70 ～ 74 歳の方へ

## 兵庫県国民健康保険高齢受給者証を送付

８月１日は国民健康保険高齢受給者証の更新日です。７月下旬に国民健康保険に加入されている 70 ～ 74 歳の方を対象に、新しい高齢受給者証をお送りします。医療機関で受診する際は、保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。

### ■窓口での自己負担割合

昭和 19 年４月１日以前生まれの方＝１割
昭和 19 年４月２日以降生まれの方＝２割
生年月日に関係なく一定以上の所得がある方＝３割

### ■新しい高齢受給者証の有効期限

平成 31 年７月 31 日（ただし、平成 30 年８月１日から平成 31 年７月 31 日までに 75 歳になる方の有効期限は誕生日の前日まで）です。

※国保の制度改正に伴い、高齢受給者証の名称は「兵庫県国民健康保険高齢受給者証」に変わります。



後期高齢者医療制度に加入の方へ

# 保険料額決定通知書を送付します

７月中旬に平成 30 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。通知書が届いたら、内容をご確認ください。

■問合せ　保険医療課（市役所内線 252・318）
　兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎078-326-2021）

## 保険料の計算方法

保険料額は、平成 29 年中の所得に応じて計算されます。送付する通知書をご確認ください。

| 年間保険料額 | | 均等割額 | | 所得割額 |
|---|---|---|---|---|
| （上限62万円） | ＝ | 48,855円 | ＋ | （総所得金額等-33万円）×所得割率10.17% |

※総所得金額等＝
　収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません。）を引いた金額のこと。

## 保険料の軽減措置

### ■均等割額の軽減措置

同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合に軽減されます。

8.5 割軽減＝33 万円
※上記の場合において被保険者全員の年金収入が 80 万円以下で、かつ各所得が０円の場合は９割軽減
５割軽減＝33 万円 +27.5 万円 × 被保険者数
２割軽減＝33 万円 +50 万円 × 被保険者数
※65 歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大 15 万円を控除して軽減判定

### ■所得割額の軽減措置

制度の見直しにより、今年度の所得割額の軽減措置は廃止されました。

※平成 29 年度は所得（総所得金額等－33 万円）が 58 万円以下の方は所得割額が２割軽減されました。

### ■被扶養者だった方の軽減措置

制度に加入する前日に全国健康保険協会（協会けんぽ）・健康保険組合・共済組合などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額の負担はありません。また、均等割額は制度の見直しによって平成 30 年度は５割軽減になり、年間保険料は 24,427 円となります。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象になりません。
※均等割額の軽減（９割軽減、8.5 割軽減）に該当する方は、それぞれの軽減割合が適用されます。

8月から使える！

## 新しい被保険者証を送付

７月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付します。受け取りには印鑑が必要です。現在お使いの被保険者証の有効期限は７月 31 日です。８月１日からは、新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

### ■１ヵ月の自己負担限度額（所得別）

後期高齢者医療制度では被保険者および同一世帯員の所得に応じて１ヵ月の医療費の自己負担限度額が決まっています（下表のとおり）。

所得区分に応じた「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」や「限度額適用認定証（限度額認定証）」を医療機関窓口で提示すると、医療機関ごとに１ヵ月間に支払う自己負担額が外来・入院ともに限度額までとなります。現在減額認定証をお持ちで引き続きこの制度の対象となる方には、新しい被保険者証と一緒に新しい減額認定証を送付します。

減額認定証および限度額認定証をお持ちでない場合は、まずは保険医療課へお問い合わせください。

### ■８月から高額療養費の自己負担限度額を変更

| 所得区分 | 自己負担限度額(月額) | | |
|---|---|---|---|
| | 外来[個人単位] | 外来＋入院[世帯単位] | 4回目以降の限度額(※1) |
| 現役並み所得者Ⅲ(※2)（690万円以上） | 252,600円＋(医療費－842,000円)×１% | | 140,100円 |
| 現役並み所得者Ⅱ(※2)（380万円以上） | 167,400円＋(医療費－558,000円)×１% | | 93,000円 |
| 現役並み所得者Ⅰ(※2)（145万円以上） | 80,100円＋(医療費－267,000円)×１% | | 44,400円 |
| 一般 | 18,000円（年間上限144,000円）(※5) | 57,600円 | 44,400円 |
| 低所得Ⅱ(※3) | 8,000円 | 24,600円 | |
| 低所得Ⅰ(※4) | | 15,000円 | |

（※１）過去 12 ヵ月以内に世帯で高額療養費の支給が４回以上あった場合の、４回目以降の限度額
（※２）同一世帯に表に記載の基準額以上の住民税課税所得のある被保険者がいる世帯の方
（※３）世帯員全員が住民税非課税世帯の方
（※４）※３の条件に加えて、各所得（公的年金等控除額は 80 万円として計算）が０円の方
（※５）１年間（８月～翌７月）の外来での自己負担額の上限